

電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 未申告の方（被扶養者を除く）が同一世帯にいる場合、確認書は送付しませんので、申告を済ませてから申請をしてください。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円



給付金の支給時期

鴨川市が確認書（または申請書）を受理した日から30日が目安です。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、鴨川市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書が届きます**。
- 中身を確認し、必要事項を記入して**鴨川市に返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された支給口座番号、口座名義に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと など



(2) 世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に鴨川市にご提出ください。



※確認書及び申請書の提出期限は、令和5年11月30日までとなります。

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

鴨川市 市民福祉部 福祉課
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
受付窓口（ふれあいセンター2階）

 080-9437-4033（直通）
090-6589-2134（直通）
04-7093-7112（代表）

受付時間 平日9:00～17:00
（土日祝日・12/29～1/3を除く）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
自宅や職場などに国・都道府県・市区町村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、鴨川市福祉課（04-7093-7112）、鴨川警察署（04-7092-0110）または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。